

## 平成26年度 第3回市民参加及び協働推進委員会会議録

○日 時 平成26年9月24日（水） 午後7時00分～8時55分

○場 所 市役所2階 市長公室

○出席者

・委員 岩田 仁委員長、高橋 さかえ副委員長、  
有賀 輝彦委員、遠藤 義輝委員、野崎 義文委員  
三木 ともね委員、吉原 智博委員

・事務局 協働推進課：谷口課長、寶田副課長、水口主査

○欠席者 五十嵐 洋太委員、高橋 良江委員、吉田 紀子委員

○傍聴者なし

内 容
1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 議 題
(1) 協議事項 自治基本条例の解説修正について
①前回の協議事項の確認
・第1章から第4章を事務局から、資料5に基づいて説明
事務局：これまでの推進委員会の意見と庁内委員会の意見を併せた内容で資料5を作成した。
○第1章から第3章
第2条（定義）
事務局：団体と事業者についての定義をうたっているが、庁内委員会では抜き出したほうが、解説が引き立ち効果的であるとの意見があった。
→委員了承。
第3条（情報の共有）
事務局：運用のポイントについての庁内委員会の意見は、市民には在住するものも含まれること、行政サービスを受ける人は在住者以外にもいること、消極的な否定文は好ましくないこと、外国人への情報提供はイラストをいれたほうが効果的であるという意見があった。
→委員了承。
第6条（市民の権利）
事務局：条例は誰もが対象になるため、「〇〇に対しては△△条例がある」というよ

うな対象者はいれないほうが適切であるという意見が、推進委員会同様に、庁内委員会でもあった。

→委員了承。

#### 第7条（市民の責務）

事務局：推進委員会同様に、庁内委員会においても運用のポイント①と④が子どものまちづくりについての内容であり、文章をひとつにまとめたほうがよいとの意見があった。

→委員了承。

#### ○第4章 市議会、市等の責務

#### 第8条（市議会の責務）

委員：提言を運用のポイントに置き換えたところ、庁内委員会では「提言内容は理解はできるが、議会運営についてさまざまな課題があり、議員も解決方法を模索しているところである。また、富士見市議会基本条例が平成23年に制定したので、運用のポイントは表記しないことが適切である」との意見があった。

→委員了承。

委員：解説の後に「富士見市議会基本条例」が制定されていることを加筆すると市民にはわかりやすい。

#### 第9条（市の責務）

委員：①と③が情報発信と情報提供に関することなので、ひとつにまとめるか、順番を並べ替えたほうがわかりやすい。

#### ○第6章 市政運営

#### 第20条（説明責任）

委員：運用のポイントの文中に「多くの参加者」という言葉が重複している。「必要に応じ開催する説明会は、周知を工夫し、多くの市民が参加することで幅広い意見を市政に生かせることが期待できます」としたほうが簡潔でわかりやすい。

委員：提言書では「解説書」とうたっているので「説明書」を修正したほうがよい。

事務局：「易しい」を「やさしい」という表記に統一し、文を修正する。

#### 第21条（応答責任）

→委員意見なし。

#### 第23条（適正な行政手続）

委員：重複している言葉を削除し、簡潔にしたほうがよい。

事務局：案の文中、「なお、」を削除し、「行政手続条例とは、行政手続法第46条の規定に基づき、市の行政運営における構成の確保と透明性の向上を図るために制定したものです。」とする。

#### 第24条（市民投票制度の活用）

委員：二市二町というものが誰でもわかるように、加筆文に「なお、平成15年10月に、二市二町（富士見市・上福岡市・三芳町・大井町）の合併の賛否

を問う、市民投票を実施しています。」としたほうよい。

#### 第25条（行政評価）

委員：条文中や解説文には、委員のことは記されていないため、運用のポイントにある「特定の委員だけでなく」を削除し、「より多くの市民の」としたほうが適切である。

#### 第26条（健全な財政運営）

委員：解説の加筆文で、資料を公表していることを効果的に表記するならば、「財務資料については、広報ふじみにて予算や決算、財務状況を示すととともに、市ホームページでも、グラフとイラストを用いた「ことしのお金の使いみち」を掲載しています。」がよい。

事務局：解説に反映させる提言については、第26条までとなる。庁内委員会での協議が現在、第4章までのため、第5章以降を協議し次回の推進委員会で報告する。

#### 4. 次回の会議について

後日通知する。

#### 5. 閉 会 高橋さかえ副委員長